

令和５年３月大竹市議会定例会（第２回）議案の概要（新年度予算議案を除く）

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	議案第 16 号	副市長の選任の同意について (総務部総務課)	副市長 太田 勲男氏が、令和５年３月３１日をもって任期満了となるので、引き続き選任することについて、市議会の同意を求めるもの。	市長
2	議案第 17 号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員小出 哲義氏が、令和４年１２月３１日付けで辞職したので、その後任として、市川 洋氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 18 号	大竹市こども医療費助成条例の制定について (健康福祉部保健医療課)	1 制定の理由 本市に住民票を有するすべてのこどもが医療を受けられる機会を均等に確保することに伴い、医療費の助成対象年齢を 15 歳から 18 歳に引き上げ、大竹市乳幼児等医療費支給条例の全部を改正しようとするもの。 2 制定の主な内容 [第 1 条]目的 [第 2 条]用語の定義 [第 3 条]助成対象者 [第 4 条]受給資格の認定 [第 5 条]届出義務 [第 6 条]助成の額 [第 7 条]一部負担金 [第 8 条]助成の方法 [第 9 条]こども医療費の助成の制限等 [第 10 条]譲渡等の禁止 [第 11 条]委任 3 施行期日等 (1)施行期日 令和 5 年 10 月 1 日 (2)準備行為 受給資格の認定及びこども医療費受給者証の交付に関し必要な申請、手続きその他の行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができる。 (3)経過措置 この条例の施行の前に受けた国民健康保険法又は医療保険各法の規定による医療に関する給付に係るこの条例による改正前の大竹市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等医療費の支給については、なお従前の例による。 (4) この条例の制定に伴い、大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の字句を修正。	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第 19 号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について (総務部総務課)	1 制定の理由 地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げることに関し、関係条例の整備を行うもの。 2 条例の主な内容 [第 1 条]職員の定年等に関する条例の一部改正 [第 2 条]一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 [第 3 条]職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 [第 4 条]職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正 [第 5 条]大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 [第 6 条]職員の育児休業等に関する条例の一部改正 [第 7 条]公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 [第 8 条]大竹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 [第 9 条]企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 [第 10 条]職員の再任用に関する条例の廃止 3 施行期日等 [第 1 条]施行期日 令和 5 年 4 月 1 日。ただし、職員への情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規定については、公布の日から施行する。 [第 2 条～第 17 条]制度改正に伴う再任用職員等に関する経過措置 [第 18 条]規則への委任	総務部長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者												
5	議案第 20 号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由及び主な内容 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用する条文が変更となったため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	健康福祉部 長												
6	議案第 21 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち、予防接種健康被害調査委員会委員及び社会福祉法人指導監査員の報酬を新たに定めるために、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 別表第 1 に以下の内容を追加する。 <table><tr><th>区分</th><th>支給種別</th><th>報酬額</th><th>備考</th></tr><tr><td>予防接種健康被害調査委員会委員</td><td>日額</td><td>14,000 円</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人指導監査員</td><td>日額</td><td>20,400 円</td><td></td></tr></table> 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	区分	支給種別	報酬額	備考	予防接種健康被害調査委員会委員	日額	14,000 円		社会福祉法人指導監査員	日額	20,400 円		総務部長
区分	支給種別	報酬額	備考													
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	14,000 円														
社会福祉法人指導監査員	日額	20,400 円														

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	議案第 22 号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定率を参考とし、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げ、併せて、地方公務員法の改正により生じた、条項及び字句を修正するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1)第 10 条関係 期末手当支給割合 1.2 月→1.225 月 (年間 2.4 月→2.45 月) 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定率 (概ね 0.05 月) を参考に、年間 0.05 月分上乗せする。 (2)条項及び字句の修正 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
8	議案第 23 号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、安全計画の策定等に関する規定及び自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の追加、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除等を行うため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1)第7条の2関係(新設) 安全計画の策定、職員に対する安全計画の周知、保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知、定期的な安全計画の見直し等の規定を追加。 (2)第7条の3関係(新設) 利用乳幼児の事業所外での活動等に係る自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合の利用乳幼児の所在の確認についての規定を追加。 (3)懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除。 3 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日。ただし、懲戒に係る権限の濫用の禁止の規定削除については公布の日から。 (2)経過措置 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	議案第 24 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項の変更、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除を行うため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1)引用条項の変更 (2)懲戒に係る権限の濫用禁止の規定削除 (第 2 6 条) 3 施行期日等 (1)施行期日 令和 5 年 4 月 1 日から。ただし、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除及び第 5 0 条、第 5 1 条第 3 項の一部の改正は公布の日から。	健康福祉部 長
10	議案第 25 号	大竹市認定こども園設置条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由及び主な内容 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用する条項が変更となったため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																															
11	議案第 26 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由 健康保険法施行令等の一部改正により出産育児一時金の総額が引き上げられたこと及び国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料について賦課限度額が引き上げられたこと等に伴い、所要の規定を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1)出産育児一時金について（第4条の2関係） <table><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><td colspan="2">40.8 万円＋加算額 1.2 万円総額 42 万円</td><td colspan="2">48.8 万円＋加算額 1.2 万円総額 50 万円</td></tr></table> (2)賦課限度額について（第13条の6の12関係） <table><tr><th></th><th>改正前</th><th></th><th>改正後</th></tr><tr><td>基礎賦課分</td><td>65 万円</td><td>維持</td><td>65 万円</td></tr><tr><td>後期支援分</td><td>20 万円</td><td>2 万円引き上げ</td><td>22 万円</td></tr><tr><td>介護納付金分</td><td>17 万円</td><td>維持</td><td>17 万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>102 万円</td><td></td><td>104 万円</td></tr></table> (3)低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準について（第17条関係） <table><tr><th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="3">擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額（軽減基準所得）</th></tr><tr><th>改正前</th><th></th><th>改正後</th></tr><tr><td>7 割</td><td>43 万円＋10 万円× （給与所得者等の数－1）以下</td><td>維持</td><td>43 万円＋10 万円× （給与所得者等の数－1）以下</td></tr><tr><td>5 割</td><td>43 万円＋（28.5 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下</td><td>変更</td><td>43 万円＋（29 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下</td></tr><tr><td>2 割</td><td>43 万円＋（52 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下</td><td>変更</td><td>43 万円＋（53.5 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下</td></tr></table>	改正前		改正後		40.8 万円＋加算額 1.2 万円総額 42 万円		48.8 万円＋加算額 1.2 万円総額 50 万円			改正前		改正後	基礎賦課分	65 万円	維持	65 万円	後期支援分	20 万円	2 万円引き上げ	22 万円	介護納付金分	17 万円	維持	17 万円	合計	102 万円		104 万円	軽減割合	擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額（軽減基準所得）			改正前		改正後	7 割	43 万円＋10 万円× （給与所得者等の数－1）以下	維持	43 万円＋10 万円× （給与所得者等の数－1）以下	5 割	43 万円＋（28.5 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下	変更	43 万円＋（29 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下	2 割	43 万円＋（52 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下	変更	43 万円＋（53.5 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下	健康福祉部 長
改正前		改正後																																																	
40.8 万円＋加算額 1.2 万円総額 42 万円		48.8 万円＋加算額 1.2 万円総額 50 万円																																																	
	改正前		改正後																																																
基礎賦課分	65 万円	維持	65 万円																																																
後期支援分	20 万円	2 万円引き上げ	22 万円																																																
介護納付金分	17 万円	維持	17 万円																																																
合計	102 万円		104 万円																																																
軽減割合	擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額（軽減基準所得）																																																		
	改正前		改正後																																																
7 割	43 万円＋10 万円× （給与所得者等の数－1）以下	維持	43 万円＋10 万円× （給与所得者等の数－1）以下																																																
5 割	43 万円＋（28.5 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下	変更	43 万円＋（29 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下																																																
2 割	43 万円＋（52 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下	変更	43 万円＋（53.5 万円× 加入者数）＋10 万円× （給与所得者の数－1）以下																																																

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			3 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日 (2)経過措置 ア この条例の施行前に出産した被保険者に係る出産一時金の額はなお従前の例による。 イ 賦課限度額及び低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準については、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	
12	議案第27号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (教育委員会生涯学習課)	1 改正の理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせて本条例を改正するもの。 2 改正の主な内容 [第6条の2](新設)安全計画の策定等 [第6条の3](新設)自動車を運行する場合の所在の確認 [第12条の2](新設)業務継続計画の策定等 [第13条関係]感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する研修・訓練を実施する規定を加える。 3 施行期日等 (1)施行期日 令和5年4月1日 (2)経過措置 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の改正規定は努力義務とする。	教 育 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
13	議案第 28 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更について (総務部企画財政課)	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により、阿多田地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるもの。	総務部長
14	議案第 29 号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について (市民生活部自治振興課)	大竹市コミュニティサロンの管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 コミュニティサロン元町 (1) 指定管理者 公益社団法人大竹市シルバー人材センター (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 2 コミュニティサロン栄町 (1) 指定管理者 小島地区自治会連合会 (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 3 コミュニティサロン玖波 (1) 指定管理者 公益社団法人大竹市シルバー人材センター (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	市民生活 部 長
15	議案第 30 号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について (市民生活部自治振興課)	小栗林集会所の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 小栗林自治会 2 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	市民生活 部 長
16	議案第 31 号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 佐伯中央農業協同組合 (合併後、ひろしま農業協同組合が地位を継承) 2 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	総務部長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																						
17	議案第 32 号	市道路線の廃止及び認定について (建設部土木課)	次のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。 1 廃止する路線 <table><tr><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>起点</th><th>経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td>7001</td><td>阿多田 1 号線</td><td>阿多田 1006 番 2 地先</td><td>阿多田 169 番 2 地先</td><td>阿多田 71 番 2 地先</td></tr></table> 2 認定する路線 <table><tr><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>起点</th><th>経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td>7001</td><td>阿多田 1 号線</td><td>阿多田 1006 番 2 地先</td><td>阿多田 964 番地先</td><td>阿多田 236 番 1 地先</td></tr><tr><td>7002</td><td>阿多田 2 号線</td><td>阿多田 904 番 2 地先</td><td>小方町小方字 阿多田島山 1475 番 31 地先</td><td>阿多田 876 番地先</td></tr><tr><td>7003</td><td>阿多田 3 号線</td><td>阿多田 934 番 2 地先</td><td>阿多田 934 番 5 地先</td><td>阿多田 790 番 1 地先</td></tr></table> 3 廃止・認定の理由 <table><tr><th>路線番号</th><th>理由</th></tr><tr><td>阿多田 1 号線</td><td>現在の阿多田農道 1 号線を市道として管理することに伴い、経過地及び終点の変更を行うため、現在の路線を廃止し、新たに路線認定しようとするもの。</td></tr><tr><td>阿多田 2 号線</td><td>阿多田農道 2 号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするもの。</td></tr><tr><td>阿多田 3 号線</td><td>阿多田農道 3 号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするもの。</td></tr></table>	路線番号	路線名	起点	経過地	終点	7001	阿多田 1 号線	阿多田 1006 番 2 地先	阿多田 169 番 2 地先	阿多田 71 番 2 地先	路線番号	路線名	起点	経過地	終点	7001	阿多田 1 号線	阿多田 1006 番 2 地先	阿多田 964 番地先	阿多田 236 番 1 地先	7002	阿多田 2 号線	阿多田 904 番 2 地先	小方町小方字 阿多田島山 1475 番 31 地先	阿多田 876 番地先	7003	阿多田 3 号線	阿多田 934 番 2 地先	阿多田 934 番 5 地先	阿多田 790 番 1 地先	路線番号	理由	阿多田 1 号線	現在の阿多田農道 1 号線を市道として管理することに伴い、経過地及び終点の変更を行うため、現在の路線を廃止し、新たに路線認定しようとするもの。	阿多田 2 号線	阿多田農道 2 号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするもの。	阿多田 3 号線	阿多田農道 3 号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするもの。	建設部長
路線番号	路線名	起点	経過地	終点																																						
7001	阿多田 1 号線	阿多田 1006 番 2 地先	阿多田 169 番 2 地先	阿多田 71 番 2 地先																																						
路線番号	路線名	起点	経過地	終点																																						
7001	阿多田 1 号線	阿多田 1006 番 2 地先	阿多田 964 番地先	阿多田 236 番 1 地先																																						
7002	阿多田 2 号線	阿多田 904 番 2 地先	小方町小方字 阿多田島山 1475 番 31 地先	阿多田 876 番地先																																						
7003	阿多田 3 号線	阿多田 934 番 2 地先	阿多田 934 番 5 地先	阿多田 790 番 1 地先																																						
路線番号	理由																																									
阿多田 1 号線	現在の阿多田農道 1 号線を市道として管理することに伴い、経過地及び終点の変更を行うため、現在の路線を廃止し、新たに路線認定しようとするもの。																																									
阿多田 2 号線	阿多田農道 2 号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするもの。																																									
阿多田 3 号線	阿多田農道 3 号線を市道として管理することに伴い、新たに路線認定しようとするもの。																																									

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																								
18	議案第 33 号	令和 4 年度大竹市一般会計補正予算 (第 9 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 1 2 1, 1 2 0 千円 (詳細は 1 5 頁 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 6, 9 5 5, 2 7 9 千円 2 繰越明許費の補正 <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>3 民生費</td><td>1 社会福祉費</td><td>養護老人ホームゆうあいの里改修事業</td><td>4,500 千円</td></tr><tr><td>4 衛生費</td><td>1 保健衛生費</td><td>新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業</td><td>55,238 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>橋りょう長寿命化事業(補修調査設計)</td><td>11,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>橋りょう長寿命化事業(補修工事)</td><td>65,565 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>白石 5 号線歩道改良事業</td><td>2,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>白石元町 1 号線道路改良事業</td><td>1,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>県営事業負担金(道路)</td><td>12,600 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>3 河川費</td><td>一般河川(水路)浚渫事業</td><td>42,800 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>3 河川費</td><td>県営事業負担金(砂防)</td><td>2,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>5 港湾費</td><td>県営事業負担金(港湾)</td><td>80,500 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>大竹駅周辺整備事業</td><td>25,040 千円</td></tr><tr><td>10 教育費</td><td>5 保健体育費</td><td>大竹駅伝競走大会運営事業</td><td>1,266 千円</td></tr><tr><td>11 災害復旧費</td><td>1 農林水産業施設 災害復旧費</td><td>小栗林水路災害復旧事業</td><td>3,500 千円</td></tr></table>	款	項	事業名	金額	3 民生費	1 社会福祉費	養護老人ホームゆうあいの里改修事業	4,500 千円	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業	55,238 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(補修調査設計)	11,000 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(補修工事)	65,565 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	白石 5 号線歩道改良事業	2,000 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	白石元町 1 号線道路改良事業	1,000 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金(道路)	12,600 千円	8 土木費	3 河川費	一般河川(水路)浚渫事業	42,800 千円	8 土木費	3 河川費	県営事業負担金(砂防)	2,000 千円	8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金(港湾)	80,500 千円	8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	25,040 千円	10 教育費	5 保健体育費	大竹駅伝競走大会運営事業	1,266 千円	11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	小栗林水路災害復旧事業	3,500 千円	副市長
款	項	事業名	金額																																																									
3 民生費	1 社会福祉費	養護老人ホームゆうあいの里改修事業	4,500 千円																																																									
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業	55,238 千円																																																									
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(補修調査設計)	11,000 千円																																																									
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(補修工事)	65,565 千円																																																									
8 土木費	2 道路橋りょう費	白石 5 号線歩道改良事業	2,000 千円																																																									
8 土木費	2 道路橋りょう費	白石元町 1 号線道路改良事業	1,000 千円																																																									
8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金(道路)	12,600 千円																																																									
8 土木費	3 河川費	一般河川(水路)浚渫事業	42,800 千円																																																									
8 土木費	3 河川費	県営事業負担金(砂防)	2,000 千円																																																									
8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金(港湾)	80,500 千円																																																									
8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	25,040 千円																																																									
10 教育費	5 保健体育費	大竹駅伝競走大会運営事業	1,266 千円																																																									
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	小栗林水路災害復旧事業	3,500 千円																																																									

	議案番号	件名	内容			提案説明者
			3 債務負担行為の補正 ○追加			
			事 項	期 間	限 度 額	
			ホームページ管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	7,722 千円以内	
			コミュニティサロン運営に要する経費 (栄、元町)	令和5年度から 令和7年度まで	25,620 千円以内	
			コミュニティサロン運営に要する経費 (玖波)	令和5年度	4,300 千円以内	
			マイナポイント申込等支援に要する経費	令和5年度	3,500 千円以内	
			マイナンバーカード交付円滑化に要する経費	令和5年度	9,200 千円以内	
			保育所等の用務員業務に要する経費	令和5年度	7,408 千円以内	
			病児・病後児保育事業に要する経費	令和5年度	11,163 千円以内	
			さかえ子育て支援センターの運営及び管理に 要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	26,100 千円以内	
			松ヶ原こども館の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	2,410 千円以内	
			松ヶ原こども館の運営に要する経費	令和5年度	8,626 千円以内	
			ごみ計量及び受付に要する経費	令和5年度	2,169 千円以内	
			ふれあい戸別収集に要する経費	令和5年度	1,488 千円以内	
			マロンの里管理運営に要する経費	令和5年度	12,100 千円以内	
			大竹駅自由通路の維持管理に要する経費	令和5年度	2,200 千円以内	
			社会教育施設等管理に要する経費	令和5年度	10,801 千円以内	
			大竹会館管理運営に要する経費	令和5年度	11,893 千円以内	
			自然の家やさか管理に要する経費	令和5年度	2,073 千円以内	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																										
			2. 変更 <table><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>補正前</td><td>高度情報化（自治体クラウド）に要する経費</td><td>令和５年度から 令和９年度</td><td>315,000 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>〃</td><td>〃</td><td>323,310 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td>地区集会所管理運営に要する経費</td><td>令和５年度</td><td>1,000 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1,153 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td>地域公共交通整備に要する経費</td><td>令和５年度</td><td>47,000 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>〃</td><td>〃</td><td>49,140 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td>道路の維持管理に要する経費</td><td>令和５年度</td><td>30,000 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>〃</td><td>〃</td><td>31,120 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td>晴海臨海公園管理に要する経費</td><td>令和５年度</td><td>2,890 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>〃</td><td>〃</td><td>2,922 千円以内</td></tr></table> 4 地方債の補正 ○変更 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>道路橋りょう整備事業</td><td>76,500 千円</td><td>85,200 千円</td></tr><tr><td>都市計画事業</td><td>243,200 千円</td><td>254,900 千円</td></tr><tr><td>農林水産業施設災害復旧事業</td><td>28,600 千円</td><td>29,600 千円</td></tr></table>	区分	事 項	期 間	限 度 額	補正前	高度情報化（自治体クラウド）に要する経費	令和５年度から 令和９年度	315,000 千円以内	補正後	〃	〃	323,310 千円以内	補正前	地区集会所管理運営に要する経費	令和５年度	1,000 千円以内	補正後	〃	〃	1,153 千円以内	補正前	地域公共交通整備に要する経費	令和５年度	47,000 千円以内	補正後	〃	〃	49,140 千円以内	補正前	道路の維持管理に要する経費	令和５年度	30,000 千円以内	補正後	〃	〃	31,120 千円以内	補正前	晴海臨海公園管理に要する経費	令和５年度	2,890 千円以内	補正後	〃	〃	2,922 千円以内	起債の目的	限度額		補正前	補正後	道路橋りょう整備事業	76,500 千円	85,200 千円	都市計画事業	243,200 千円	254,900 千円	農林水産業施設災害復旧事業	28,600 千円	29,600 千円	
区分	事 項	期 間	限 度 額																																																											
補正前	高度情報化（自治体クラウド）に要する経費	令和５年度から 令和９年度	315,000 千円以内																																																											
補正後	〃	〃	323,310 千円以内																																																											
補正前	地区集会所管理運営に要する経費	令和５年度	1,000 千円以内																																																											
補正後	〃	〃	1,153 千円以内																																																											
補正前	地域公共交通整備に要する経費	令和５年度	47,000 千円以内																																																											
補正後	〃	〃	49,140 千円以内																																																											
補正前	道路の維持管理に要する経費	令和５年度	30,000 千円以内																																																											
補正後	〃	〃	31,120 千円以内																																																											
補正前	晴海臨海公園管理に要する経費	令和５年度	2,890 千円以内																																																											
補正後	〃	〃	2,922 千円以内																																																											
起債の目的	限度額																																																													
	補正前	補正後																																																												
道路橋りょう整備事業	76,500 千円	85,200 千円																																																												
都市計画事業	243,200 千円	254,900 千円																																																												
農林水産業施設災害復旧事業	28,600 千円	29,600 千円																																																												

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	庁舎等管理事務	1,500				
	基金管理事業	160,066				
	国庫補助金等返還事務	52,828				
	市長選挙事務	△ 3,980				
	参議院議員選挙事務	△ 3,307				
	市議会議員補欠選挙事務	△ 2,609	15 県支出金	参議院議員選挙費県負担金	△ 3,307	
3 民生費	障害者等自立支援給付事業	△ 24,000	14 国庫支出金	自立支援給付費国庫負担金	△ 12,000	
			15 県支出金	自立支援給付費県負担金	△ 6,000	
	障害者等地域生活支援事業	△ 5,000	14 国庫支出金	地域生活支援事業費等国庫補助金	△ 2,500	
			15 県支出金	地域生活支援事業費等県補助金	△ 1,250	
	介護施設整備等補助事業	△ 23,755	15 県支出金	地域医療介護総合確保事業補助金	△ 23,755	
	施設型給付事業	△ 50,000	12 分担金及び負担金	保育所入所児童保護者負担金	△ 2,882	
			14 国庫支出金	施設型給付等国庫負担金	△ 20,553	
			15 県支出金	施設型給付等県負担金	△ 13,213	
4 衛生費	予防接種推進事業	△ 11,000				
6 農林水産業費	おおたけカキ水産まつり事業	△ 1,000				
8 土木費	橋りょう長寿命化事業	11,000	14 国庫支出金	道路メンテナンス事業国庫補助金	6,050	
			21 市債	市道改良事業債	4,900	

	道路・橋りょう新設、改良事業	△ 2,306	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	△ 2,306	
	大竹駅周辺整備事業	22,540	14 国庫支出金	社会資本整備総合交付金	12,397	
			21 市債	大竹駅周辺整備事業債	10,100	
	晴海臨海公園整備事業	△ 2,461	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	△ 298	
10 教育費	学校給食費支援事業	2,604	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	2,604	
			1 市税	固定資産税	40,000	対応する歳入のない歳出に充当
			7 地方消費税交付金	地方消費税交付金	68,399	
			10 地方交付税	普通交付税	58,334	
			21 市債	市道改良事業債	3,800	財源充当補正
			21 市債	大竹駅周辺整備事業債	1,600	
			21 市債	農業用施設災害復旧事業債	1,000	
合 計		121,120	合 計		121,120	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
19	議案第 34 号	令和 4 年度大竹市水道事業会計補正予算（第 2 号） （上下水道局業務課）	1 収益的支出の補正 ○補正予定額 10,200 千円 ○予算総額 576,226 千円 【内訳】営業費用 原水及び浄水費 委託料 10,200 千円	上下水道局 長
20	議案第 35 号	令和 4 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 収益的支出の補正 ○補正予定額 10,000 千円 ○予算総額 451,665 千円 【内訳】営業費用 原水及び送水費 委託料 10,000 千円	上下水道局 長
21	議案第 36 号	令和 4 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） （上下水道局業務課）	1 業務の予定量の補正 国庫交付金事業 1,112,780 千円を 国庫交付金事業 917,526 千円に改める。 2 資本的収入の予定額の補正 ○補正予定額 △195,137 千円 ○予算総額 1,080,592 千円 【内訳】資本的収入 企業債 △98,000 千円 補助金 △97,137 千円 3 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 △195,254 千円 ○予算総額 1,295,832 千円 【内訳】資本的支出 建設改良費 △195,254 千円	上下水道局 長